

事務事業評価シート

No.	事務事業名	所管部課
4	地域社会福祉協議会運営費補助金	健康福祉部生活福祉課

事務事業の概要	事業の目的		根拠法令等
	社会福祉法第109条の規定に基づく事業を実施する社会福祉法人西東京市社会福祉協議会の運営費を補助することにより、住民参加による地域福祉活動を促進し、もって地域社会の福祉水準の向上に資することを目的とする。		<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例・規則 <input type="checkbox"/> 政令・省令 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱・要領
	事業の概要		
社会福祉協議会の組織運営費及び特定事業費について、補助金を交付することにより、法人の健全な運営を継続し、もって西東京市の地域福祉の推進に資する。 ■ 補助対象事業 【社会福祉協議会運営費】 ・組織運営人件費 ・経営基盤強化対策費 ・事務所移転費（※H30年度のみ） 【特定事業費】 ・ボランティア・市民活動センター推進事業費 ・緊急援護費 ・有償援助あいあいサービス事業費 ・ふれあいのまちづくり推進事業費 ・地域福祉権利擁護事業費 ・法人後見監督事業費			
事業開始時期	合併以前	実施形態	<input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 ()

項目	単位	28年度 (決算額)	29年度 (決算額)	30年度 (決算見込み額)	令和元年度 (当初予算額)
事業費(A)	千円	187,856	200,205	205,356	208,273
内訳					
主要な経費：補助金 その他：		187,856	200,205	205,356	208,273
財源	千円	3,400	3,400	3,400	3,400
内訳					
国庫支出金・都支出金 地方債 その他 ()					
一般財源		184,456	196,805	201,956	204,873
所要人員(B)	人	0.30	0.30	0.30	0.30
人件費(C)=平均給与×(B)	千円	2,237	2,299	2,320	2,372
総コスト(D)=(A)+(C)	千円	190,093	202,504	207,676	210,645
単位当たりコスト (E)=(D)/ (社会福祉協議会正規職員数)	千円	5,591	5,625	5,769	—

指標名	単位	28年度	29年度	30年度	令和元年度
①社会福祉協議会正規職員数	実績値 %	34	36	36	/
②社協会員数	実績値 人	4,053	4,139	3,871	
《指標とした数値変化に対する要因分析など》 ①職員定員適正化計画に基づき計画的に管理している。 ②30年度の減については、会員の高齢化などに伴う減と自治会・町内会の解散などに伴う減が重なったことが要因として考えられる。					

事業環境等	他団体のサービス水準との比較 (平均値との比較、本市の順位など)	<input type="checkbox"/> 上 <input checked="" type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下	各市、補助対象事業などは異なるが、社会福祉協議会に対する補助を行っている。予算額についても、概ね中位の水準である。
	代替・類似サービスの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	社会福祉協議会は、社会福祉法の定めにより設置された法人であり、市と協働して、地域福祉を推進していく団体であり、他の社会福祉法人以上の公共性・公益性が求められている団体である。

【一次評価】

検証項目	判定	判定理由
事業の必要性	高い	社会福祉協議会は、市と協働して地域福祉を推進する団体である。
実施主体の妥当性	課題有	補助により実施している事業につき、実施主体について検討の余地があるものがある。
事業(補助)の対象	適切	社会福祉協議会は、市と協働して地域福祉を推進する団体である。
事業(補助)の内容	課題有	補助により実施している事業につき、実施主体について検討の余地があるものがある。
受益者負担	—	—
事業コスト	普通	補助を行っている他市と比較して、概ね中位の水準である。
業務負担	普通	事業効果と比して、過度な事務負担はない。
一次評価	評価の判断理由及び現状の課題など	
<input type="checkbox"/> 継続実施 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止	社会福祉協議会は、市とともに地域福祉を推進する団体であり、他の社会福祉法人と比しても、より公共性・公益性が求められる団体である。また、社会福祉法人として、事業による収益を上げることには一定の制限もある中で、市として運営を補助することは適切と考える。前回の評価を受けてこの間、法人運営・実施事業の見直しなどを行うとともに、人事考課制度や事務事業評価の導入や職員定員適正化計画の見直しや自己財源確保計画の策定など、補助金支出の圧縮や補助金効果の最大化を図ることに努めてきたところである。引き続き、経営改革の努力を継続するよう指導していく。	

【二次評価】

検証項目	判定	判定理由
事業の必要性	高い	市とともに地域福祉を推進する団体として、運営を支援する必要性は高いと考える。
実施主体の妥当性	課題有	特定事業費への補助については、市として補助すべき事業であるか精査する必要がある。
事業(補助)の対象	適切	市と協働して地域福祉を推進する団体であり、適切と考える。
事業(補助)の内容	課題有	特定事業費への補助については、市として補助すべき事業であるか精査する必要がある。
受益者負担	—	—
事業コスト	高い	職員人件費の増によりコストが高くなっている。
業務負担	普通	社会福祉協議会との調整等はあるものの、標準的な業務負担と考える。
二次評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題、今後改善すべき点等	
<input type="checkbox"/> 継続実施 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止	社会福祉協議会では、職員定員適正化計画の見直しや自主財源確保計画の策定等、この間、様々な取組を行ってきた。しかしながら、社会福祉協議会への補助金は増加傾向にあり、経営改善に向けた取組の成果が見えにくい状況にある。引き続き、社会福祉協議会の改革の取組の進行管理と適切な指導を行い、社会福祉協議会自身の経営努力を求めていく必要がある。	

【外部評価】

外部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
<input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止	

【行革本部評価】

行革本部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
<input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止	

【改善の方向性・スケジュールと改善実施にあたっての課題】

改善の方向性・スケジュール	
---------------	--